

○総務省令第八十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号（1）中「、（4）に規定する国際輸送用データ伝送並びに（12）に規定するミリ波データ伝送」を「並びに（4）に規定する国際輸送用データ伝送」に改め、同号（13）中「動物検知通報システム」を「人・動物検知通報システム」に、「動物の」を「人又は動物の」に改め、「無線通信を行う」の下に「無線局の」を、「一四二・九九MHz以下」の下に「及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加える。

第六条の二第四号中「特定小電力無線局の無線設備（電気通信回線に接続しないものに限る。）」を「

電気通信回線に接続しない無線局の無線設備」に改める。

第四十一条の二の六第八号(3)中「第十二号」を「第十三号」に改める。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備(第四

十九条の三十二)」を「第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無  
第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備(第四十九条

線設備(第四十九条の三十二)

に改める。

の三十三)

」

第三条に次の一号を加える。

十四 「無人移動体画像伝送システム」とは、一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下、一六九

・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超

え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用する自動的に若しくは遠隔操作により動作する移動体に開

設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信（当該移動体の制御を行うものを含む。）を行うシステムをいう。

第九条の四第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「以下同じ。」の下に「又は五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）を加え、同条第八号ハ中「施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。」を「五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。」に改める。

第十四条第一項の表七の項送信設備の欄に次のように加える。

- (七) 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備であつて、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するもの

第十四条第一項の表八の項(二)中「一四二・九九MHz以下」の下に「一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加える。

第二十四条第十四項中「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」を「無人移動

体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」に改める。

第四十九条の十四第一号中「一四二・九九MHz以下」の下に「、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下」を加え、同号へを次のように改める。

へ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

- (1) チャネル間隔が六・二五kHzのものにあつては、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数の（H）二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。
- (2) (1)以外のものにあつては、搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数の（H）四・二五kHzの

帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の十四第二号中「一四二・九九MHz以下」の下に「及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz

以下」を加え、同号ニ中「搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の（ $H$ ）八kHzの帯域内に輻射される電力が一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下」を「総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するもの」に改め、同ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数のうち一四二・九三四三七五MHz及び一四二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに四MHzを加えたものであつて、帯域幅が五・八kHzのチャネルをいう。）を使用するものであること。この場合において、同時使用可能な最大チャネル数は三とし、三チャネルの同時使用は中心周波数が一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の場合であつて、伝送速度が每秒九、六〇〇ビット以上のデータ伝送を行うときに限る。

第四章第四節の三十の次に次の一節を加える。

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備

第四十九条の三十三 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するも

のでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式、同報通信方式、単信方式又は複信方式であること。

二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周

波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が一〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の(±)五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送

波電力より四五デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が一〇〇kHzを超え二〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇〇kHz離れた周波数の(±)一〇〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬

送波電力より四五デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え三〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(14)一五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

ロ 五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1) 占有周波数帯幅が四・五MHz以下の場合

搬送波の周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の(14)二・二五MHzの帯域内に輻射される平

均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(2) 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の(14)四・五MHzの帯域内に輻射される平

均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(3) 占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(14)九・五MHzの帯域内に輻射される平

均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

四 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、五・一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五・一二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ イに掲げるもの以外のものにあつては、六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が六デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第五十七条の三中「時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局」の下に「無人移動体画像伝送システムの無線局」を加える。

第五十七条の三の二第一項中「小電力セキュリティシステムの無線局」の下に「無人移動体画像伝送システムの無線局」を加える。

「(3) その他の移動局 (注44) 」 「(3) その他の移動



別表第一号の表六の項中

ア 100MHzを超え142MHz以下のもの及び  
162.0375MHzを超え235MHz以下のもの  
(注28、52)

を

ア 100MHzを超  
162.0375MHzを  
(注28、52、5

局 (注44)  
え142MHz以下のもの及び  
超え235MHz以下のもの  
7)

を

9 コードレス電話の無線局、特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局 (注34、36、41)  
10 地球局及び宇宙局

4

を

20

「 9

10

コードレス電話の無線局及び小電力セキユリテイシステムの無線局 (注34、41)	4
特定小電力無線局 (注36)	
(1) チャネル間隔が6.25kHzのもの	
ア 142.93MHzを超え142.99MHz以下のもの及び146.93MHzを超え146.99MHz以下のもの	2.5
イ その他の周波数のもの	2
(2) その他のもの	4
地球局及び宇宙局	20

に於て、同表7の頁中 「4 特定小電力

「4 特定小電力無線局 (注36)

無線局 (注36)	4	を	(1) チャンネル間隔が12.5kHzのもの (2) その他のもの
-----------	---	---	--------------------------------------

2	に改め、同表人の項中	2	陸上局及び移動局 (注20、31、34、36、47)	を	2	陸上局及び移動 (47、57)
4						

局 (注20、31、34、36、) に改め、同表の注に次のように加える。

57 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表並びに注20及び31に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 169.05MHzを超え169.3975MHz以下又は169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するもの 3 (10<sup>-6</sup>)
- (2) 2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの 50 (10<sup>-6</sup>)

(3) 5, 650MHzを超え5, 755MHz以下の周波数の電波を使用するもの 20 ( $10^{-6}$ )  
別表第二号第28中「8.5kHz」を「次のとおり」に改め、同第28に次のように加える。

- (1) 占有周波数帯幅が5.8kHz以下のもの 5.8kHz
  - (2) 占有周波数帯幅が5.8kHzを超えるもの 8.5kHz
- 別表第二号に次のように加える。

第72 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4まで及び第13の規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- (1) 169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するもの  
ア 占有周波数帯幅が100kHz以下のもの 100kHz  
イ 占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下のもの 200kHz  
ウ 占有周波数帯幅が200kHzを超え300kHz以下のもの 300kHz

(2) 2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの 4.5MHz

イ 占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下のもの 9MHz

(3) 5,650MHzを超え5,755MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの 4.5MHz

イ 占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下のもの 9MHz

ウ 占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz以下のもの 19.7MHz

別表第ニ号29中「58まで」を「60まで」とし、同表中29を19とし、29の次に次のように加える。

60 無人移動体画像伝送システムの無線局（169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え1

70MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び

18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 2,483.5MHzを超え2,494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 478. 5MHz未満及び $\nu^2$ , 498. 5MHzを超え2, 500MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が20 $\mu$ W以下
2, 478. 5MHz以上2, 481MHz未満及び $\nu^2$ , 496MHzを超え2, 498. 5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が300 $\mu$ W以下
2, 481MHz以上2, 483. 25MHz未満及び $\nu^2$ , 493. 75MHzを超え2, 496MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が2mW以下
2, 500MHzを超え2, 510MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が10 $\mu$ W以下
2, 510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1 $\mu$ W以下

イ 占有周波数帯幅が4. 5MHzを超え9MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2, 473. 5MHz未満及び $\nu^2$ , 500MHzを超え2, 510MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が10 $\mu$ W以下
2, 473. 5MHz以上2, 478. 5MHz未満及び $\nu^2$ , 498. 5MHzを超え2, 500MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が150 $\mu$ W以下

2, 478. 5MHz以上2, 483MHz未満及び $\nu^2$ , 494. 5MHzを超え2, 498. 5MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1mW以下
2, 510MHzを超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が1 $\mu$ W以下

(2) 5, 650MHzを超え5, 755MHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が4. 5MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5, 590MHz未満及び $\nu^5$ , 815MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が0. 63 $\mu$ W以下
5, 590MHz以上5, 630MHz未満及び $\nu^5$ , 775MHz以上5, 815MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3 $\mu$ W以下
5, 630MHz以上5, 640MHz未満及び $\nu^5$ , 765MHz以上5, 775MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が6. 3 $\mu$ W以下

イ 占有周波数帯幅が4. 5MHzを超え19. 7MHz以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
周波数帯	不要発射の強度の許容値

5, 590MHz未満及び5, 815MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が0.6 3 $\mu$ W以下
5, 590MHz以上5, 630MHz未満及び5, 775MHz以上5, 815MHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が3 $\mu$ W以下

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の九中「第一号の二」を「第二十五号から第二十五号の三まで」に改め、同項第一号の十中「第一号から第一号の五まで、第一号の七及び前号」を「第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十二号」に改め、同項第二十号の二中「別表第二号において同じ。」を削り、同項に次の一号を加える。

七十二 設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

第

第 第



	○	○	○	備設線無の号一十七第項一第条二
--	---	---	---	-----------------

	○	○	○	備設線無の号一十七第項一第条二
	○	○	○	備設線無の号二十七第項一第条二

別表第一号一(3)アの表中

								○
--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

								○
								○

に改め、同表の注に次のように加える。

				○				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

				○				
				○			注 23 ○	

23 二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

--	--	--	--	--	--	--	--


様式第七号注4の表中

第2条第1項第71号に掲げる無線設備	Y1
--------------------	----

を

第2条第1項第71号に掲げる無線設備	Y T
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	R B

に改める。

(電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 電波法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、無線設備規則別表第三号の改正規定中「同表36(2)を削り、同36(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同36(2)とし、同36(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同36(3)とし、同36中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする」を「同表37(2)を削り、同37(3)イ中「14(3)イ」を「14(2)イ」に改め、同(3)を同37(2)とし、同37(4)中「14(4)」を「14(3)」に改め、同(4)を同37(3)とし、同37中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)を受けている無線設備は、第一条の規定による改正後の施行規則第六条第四項第二号(13)に規定する人・動物検知通報システムの無線局の無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 第二条の規定による改正前の設備規則の条件に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることが

できる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。